



鳥取県公報

平成 29 年 7 月 14 日 (金)
号外第 63 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (42) (業務効率推進課) 3
	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の 一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (43) (〃) 4
	鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (44) (地域振興課) 5

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 本人確認情報を提供する執行機関及び事務を定める規定中引用する鳥取県住民基本台帳法施行条例の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成29年7月18日とする。

規 則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）附則第1項ただし書に規定する規定（別表第2中教育委員会の項及び別表第3中第3欄に別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務を掲げる知事の項の規定を除く。）の施行期日は、平成29年7月18日とする。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第43号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第15号）第2条の規定の施行期日は、平成29年7月18日とする。

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第2条第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 家畜改良増殖法施行令第10条第1項の再交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</p> <p>5・6 略</p> <p>7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）<u>第3条</u>の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</p> <p>(2) 略</p> <p>8～14 略</p> <p>15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）<u>第12条第1項</u>の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</p> <p>16～18 略</p> <p>(条例第3条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の3 条例<u>第3条第1号</u>の規則で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求を行う者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p>	<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第2条第4号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 家畜改良増殖法施行令第10条の再交付の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</p> <p>5・6 略</p> <p>7 条例第2条第7号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）<u>第4条</u>の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査</p> <p>(2) 略</p> <p>8～14 略</p> <p>15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）<u>第12条</u>の許可の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。</p> <p>16～18 略</p> <p>(条例第3条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の3 条例<u>第3条</u>の規則で定める事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求を行う者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</p>

附 則

この規則は、平成29年7月18日から施行する。